

# 防犯灯設置事業について

犯罪等の発生を防止するため LED 防犯灯を設置します！

綾川町では、夜間における犯罪等の発生を防止し、町民の安全を図るため、一定の基準に適合した場所に防犯灯を設置します。

## 1. 設置の基準 設置基準は次のとおりです。

(1)	既存の照明設備との距離が原則として100mから150mの距離を有していること。
(2)	一般に公道とみなされる道路で、道路照明施設を設置できない道路
(3)	小中学生等の通学があること
(4)	防犯上危険と認められ、歩行者又は自転車等による通行人が比較的多い箇所
(5)	犯罪、事故等が既に発生し、又は発生するおそれがある箇所
(6)	防犯灯の設置により農作物等に悪影響を与えることのない箇所
(7)	既存の電柱を利用可能な箇所

## 2. 設置内容

1. LED 防犯灯の設置
2. LED 防犯灯の維持管理(電気代の支払いや故障時の対応)



## 3. 申請団体

- 1 自治会及び各種団体(PTA 等)

## 4. 設置手続きの流れ

(1)	自治会又は団体で設置場所を選定し、防犯灯設置申請書に防犯灯設置承諾書添付し役場総務課に申請
(2)	役場総務課と高松西警察署生活安全刑事課で現地確認し、設置基準等の確認
(3)	設置場所の確定(設置ができない場合は、申請団体に通知)
(4)	LED 防犯灯の設置

防犯灯設置事業申請書(町指定用紙)は、町ホームページからダウンロードできるほか、総務課の窓口にも備えてあります。

問合せ先:総務課 876-1906